平成２２年（フ）第１３４９号
さいたま市見沼区片柳１丁目246番地１、旧住所さいたま市浦和区木崎１丁目15番36号604
破産者　西ケ谷和英
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５０号
さいたま市見沼区片柳１丁目246番地１、旧住所さいたま市浦和区木崎１丁目15番36号604
破産者　西ケ谷美智子（旧姓岩崎）
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
東京都町田市忠生１―23―６　メゾンＴＡＤＡＯ403、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘４丁目６番Ｈ―842号　カーサ相模台
破産者　鈴木　久義
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０３号
相模原市中央区相模原４丁目10番４号　レジェンド相模原903号
破産者　遠藤　　博
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１００号
福島県田村市船引町船引字五升車69番地３
破産者　鈴木　克夫
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１１７号
東京都渋谷区東１丁目28番６―401号、旧住所埼玉県上尾市大字領家101番地１
破産者　貝沼　葉子
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３０号
埼玉県川口市大字道合983番地の17
破産者　松浦ツヤ子
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３１号
埼玉県川口市大字道合983番地の17
破産者　松浦　英樹
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
千葉県山武郡大網白里町大網438番地２201、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町星谷213番地７
破産者　下村　信季
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
千葉県旭市鎌数9307番地15、開始決定時の住所千葉県匝瑳市椿1660番地　メゾンラフィーネⅠ202号
破産者　山崎　浩之
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４号
新潟県長岡市川崎４丁目4193、住民票上の住所新潟県長岡市川崎４丁目2446番地
破産者　鷲津洋一郎
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
滋賀県彦根市原町136番地54、前住所滋賀県彦根市東沼波町1219番地14
破産者　山本　　朗
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１８号
大阪府豊中市上新田４丁目24番１―409号、申立時の住所大阪府吹田市佐竹台１丁目７番１―709号
破産者　中井　伸行
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４号
大阪府茨木市東太田１丁目５番21号、前住所大阪府高槻市南総持寺町８番20―306号
破産者　今園　幸一
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
奈良県生駒郡平群町大字椿井1201番地
破産者　谷田　茂裕
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５４号
大阪府門真市新橋町31番６号　クレリエール２階202号室、住民票上の住所大阪府守口市梶町３丁目43番４号
破産者　上田　裕建
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９３号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―1103号
破産者　山田　剛志
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４６号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目13―24、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目１番19号
破産者　木本　澄子
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部